環境影響化学物質基準
(製品含有)
取引先様配布用資料

<Ver.14.1>
2025 年 9 月

azbil グループ

(JP)
PQ000001 R04

目次

1　目的

azbilグループでは、製品に含有する有害化学物質に起因する環境汚染を未然に防止するために、含有する有害化学物質を削減する取り組みを、対象製品を定めた上で行っております。

この取組みのために「azbilグループ化学物質管理システム構築ガイドライン」を制定し、取引先様のご理解・ご協力をいただきながら、対象製品においては、サプライチェーン全体で製品に含有する有害化学物質削減の取り組みをお願いしております。

本基準書は、上記の取り組みにて製品への含有を制限する有害化学物質を定義する資料です。azbilグループのサプライチェーンに関わる上流取引先様に対してもこの資料の伝達をお願いします。

2　適用範囲

azbilグループの製品およびその製品を構成する製品、部品、材料、包装材などの購入品に適用します。適用対象となった購入品は取引先様に連絡します。包装材のうち、購入品の包み込み、保護、および配送に用いazbilグループの生産拠点で廃棄されること等が明らかである場合は適用から除外します。

3　用語の説明

本基準書で用いる用語を説明いたします。

1)　製品含有化学物質管理システム（CMS）

azbil グループとして製品含有化学物質管理のためのマネジメントシステムの事を “CMS” （CMS：Chemical-substance Management System）と呼びます。

2)　制限物質

製品含有化学物質法規制により既に製品への使用が制限されている物質、近い将来に制限されることが決定している物質、および azbil グループとして自主的に使用を制限する物質を制限物質としています。参照する製品含有化学物質法規制は国内、海外で電機電子製品に対する含有が制限される化学物質としています。

3)　制限予告物質

製品含有化学物質法規制により制限される可能性が高い物質、および azbil グループとして自主的に使用を制限する予定である物質を制限予告物質としています。

azbil グループの事業部門にて、制限予告物質に対する適合を求める場合には、取引先様にお知らせします。

4) 制限物質区分（レイヤー）

アズビル製品の市場要求に従い管理対象となる制限物質が異なります。アズビルでは、この制限物質を階層構造で定義しています。本基準書ではこれを“制限物質区分（レイヤー)”と呼び識別します。

制限物質と制限物質区分（レイヤー）の関係は表 3.1 にて示します。

管理対象となる購入品を取引先様に連絡する際に、その対象となる制限物質区分（レイヤー）についても併せて連絡します。

A) レイヤー1 制限物質＜記号：Layer 1＞
- 産業用途に用いる製品に対する制限物質

B) レイヤー2 制限物質（RoHS 制限 10 物質）＜記号：Layer 2(RoHS10)＞
- 欧州 RoHS 指令に対応する制限 10 物質

C) レイヤー3 制限物質＜記号：Layer 3＞
- 顧客用途による制限物質

購入品に対して管理を依頼する制限物質は、購入品が使用される製品により異なります。

産業用途に用いる製品に対する制限物質に対応が必要な購入品については、制限物質区分 Layer 1 に定義された制限物質の対応をお願いします。

欧州 RoHS 指令に対応が必要な購入品については、併せて産業用途の制限物質に対応が必要であるため制限物質区分 Layer 1，Layer 2(RoHS10)に定義された制限物質の対応をお願いします。

顧客用途による制限物質に対応が必要な購入品については、併せて産業用途の制限物質に対応及び欧州 RoHS 指令に対応が必要であるため制限物質区分 Layer 1，Layer 2(RoHS10)，Layer 3 に定義された制限物質の対応をお願いします。

購入品に要求される制限物質区分（レイヤー）のパターンについて図３．１に示します。

購入品に必要な対応	購入品に対して依頼する制限物質区分レイヤー（記号）		
産業用途に用いる製品に対する制限物質に対応	Layer 1		
上記に加えて 欧州 RoHS 指令に対応	Layer 1	Layer 2 (RoHS10)	
上記に加えて 顧客用途による制限物質に対応	Layer 1	Layer 2 (RoHS10)	Layer 3

表 3.1　購入品に対して依頼する制限物質区分（レイヤー）のパターン

5) azbil グループの規制値

本基準書にて定めた意図的含有禁止または各制限物質の最大含有率の定義を言います。

A) 意図的含有禁止

本基準書による意図的含有禁止は以下の事を言います。

- 購入品の製造時に化学物質を意図して添加することを禁止
- 購入品製造時の副生成物として含有していることを禁止

B) 含有率(wt%)

特に記載が無い場合には本基準書にて示す含有率とは、均質材料（homogeneous material）の質量を分母とした制限物質含有の比率です。均質材料とは機械的に異なる材料に分解できない材料を言います。

含有率の管理が必要な例を以下に示します。

- 購入品の製造時に化学物質を意図して添加する場合の最大含有率
- 購入品に意図して添加していない天然素材中に含有される化学物質で材料としての精製過程で技術的に除去しきれない場合の最大含有率
- 購入品に意図して添加していない化学物質で、製造時の汚染防止に対する管理の最大含有率

C) 意図的含有禁止と含有率の併記

本基準書にて、意図的含有禁止と規制値が併記してある場合の規制値は、意図的含有禁止の条件であり且つ天然素材中に含有される化学物質で材料としての精製過程で技術的に除去しきれない場合の最大含有率となります。

6) 適用除外項目

本基準書で規定する使用制限物質の対象範囲から除かれる特定の用途、物質等を定めた項目を指します。

7) IEC62474

International Electrotechnical Commission(IEC)が発行している国際規格。電気・電子業界およびその製品に関するマテリアル・デクラレーションを規定した文書。IEC62474 DBにて報告対象物質リスト（DSL）に収載されている報告対象物質/物質群は公開されています、IEC62474 DBは以下のURLを参照してください。

http://std.iec.ch/iec62474

8) chemSHERPA

製品に含有される化学物質を適正に管理し，拡大する規制に継続的に対応するために，サプライチェーン全体で利用可能な共通スキームの総称です。詳細は下記 URL を参照してください。

https://chemsherpa.net/

4 管理対象化学物質

4.1 制限物質

表 4.1 制限物質 リスト（物質群）

制限物質区分（レイヤー）	管理No	IEC62474 DSL-ID	物質群（日本語）	azbil グループの規制値	主な参照法令	用途例
Layer 1	I 1	00046	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）及び特定代替物質	意図的含有禁止	化審法、EU POPs 規則、米国 TSCA	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液、可塑剤、難燃剤、誘電シール剤
Layer 1	I 2	00047	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	均質材料の 0.005wt%（50ppm）以下	EU REACH 規則制限	絶縁油、潤滑油、電気絶縁媒体、溶剤、電解液、可塑剤、難燃剤、電線・ケーブル用コーティング、誘電体シーラント
Layer 1	I 3	00048	ポリ塩化ナフタレン	意図的含有禁止	化審法、EU POPs 規則	潤滑剤、塗料、安定剤（電気特性、難燃性、耐水性）、絶縁体、難燃剤
Layer 1	I 4	00052	短鎖型塩化パラフィン（C10-13）	意図的含有禁止	化審法、EU POPs 規則	PVC 用可塑剤、難燃剤
Layer 1	I 7 I 8	00054 00055	トリブチルスズ＝オキシド(TBTO) 三置換有機スズ化合物	意図的含有禁止 部品中のスズ含有濃度 0.1 wt%（1,000 ppm)以下	化審法、EU REACH 規則制限	三置換有機スズ化合物 安定剤、抗酸化剤、抗菌剤および抗真菌剤、防汚剤、防腐剤、抗真菌剤、塗料、顔料、防汚剤 トリブチルスズ＝オキシド(TBTO) 防腐剤、防カビ剤、塗料、顔料、防汚剤、冷媒、発泡剤、消火剤、溶剤洗浄剤
Layer 1	I 9	00003	アスベスト類	意図的含有禁止	安衛法、EU REACH 規則制限、米国 TSCA	シール材（ガスケット・パッキン）、絶縁体、フィラー、顔料、塗料、滑石
Layer 1	I11 I12	00032	オゾン層破壊物質(CFC, Halon, HBFC, HCFC 他)	意図的含有禁止	オゾン層保護法、モントリオール議定書	冷媒、発泡剤、消火剤、溶剤クリーナー
Layer 1	I44	00124 00125	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、その塩類及び類縁化合物	意図的含有禁止	化審法、EU POPs 規則	フィルム・プラスチック用帯電防止剤
Layer 1	I45	00035	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert- ブチルフェノール	意図的含有禁止	化審法	接着剤、塗料、印刷インキ、プラスチック、インクリボン、パテ、コーキングまたはシーリングフィラーの UV 安定剤
Layer 1	I47	00016	ジメチルフマレート（フマル酸ジメチル）	部品中 0.00001wt%（0.1ppm）以下	EU REACH 規則制限	殺生物剤、リクライニングチェア、マッサージチェアを含む電子レザーシートのカビ防止処理

制限物質区分（レイヤー）	管理No	IEC62474 DSL-ID	物質群（日本語）		azbil グループの規制値	主な参照法令	用途例
Layer 1	I52	00020	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)および すべての主要ジアステレオ異性体		意図的含有禁止	化審法、EU POPs 規則	難燃剤、主に発泡スチロールと一部のタイプの繊維に使用される
Layer 1	I53	00160 00161	パーフルオロオクタン酸（PFOA）と その塩およびそのエステル		意図的含有禁止 PFOA とその塩で 25ppb 以上, 又は PFOA 関連物質で 1000ppb 以上禁止	化審法、EU POPs 規則	織物、フィルムに塗布された写真コーティング、紙または印刷版およびその他のコーティングされた消費者製品
Layer 1	I61	～	4 種重金属 カドミウム 六価クロム 鉛 水銀 およびその化合物	包装材	カドミウム，水銀，六価クロム，鉛 4 種類の合計濃度で 100ppm 以下	EU 包装廃棄物指令	I15~I18 を参照
Layer 1	I60	00036	フタル酸エステル 4 種 DEHP BBP DBP DIBP	(1)包装材 (2)付属品 (3)RoHS 指令対象外製品	可塑化された材料中において 4 種類の合計濃度で 1000ppm 未満 ＜適用除外＞ (a)RoHS 指令の対象品 (b)産業用途または屋外でのみ使用され、可塑化された材料がヒトの皮膚に長時間接触しない場合	EU REACH 規則制限	I56~I59 を参照
Layer 1	I62	00182	長鎖ペルフルオロカルボン酸(C9-C14PFCAs)		成形品中の 0.0000025 重量%(25ppb)以下	EU REACH 規則制限	グリース、織物およびその他のコーティング製品、およびフルオロポリマーおよびフルオロエラストマーの製造に使用される乳化剤
Layer 1	I63	00183	C9-C14 PFCAs 関連物質		成形品中の 0.000026 重量%(260ppb)以下	EU REACH 規則制限	
Layer 1	I64	00174	リン酸イソプロピルフェニル （PIP (3:1)）		意図的含有禁止 ＜適用除外＞ ・意図的に PIP(3:1)を添加していないリサイクルプラスチック	米国 TSCA	軟質ポリウレタンフォームや PVC などのポリマー、接着剤、シーラント中の難燃剤および/または可塑剤。
Layer 1	I65	00143	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 （PFHxS）とその塩 および PFHxS 関連物質		PFHxS とその塩が成形品中の 0.0000025 重量%(25ppb)以下 PFHxS 関連物質の組み合わせ濃度合計が成形品中の 0.0001 重量%（1ppm)以下	EU POPs 規則	PFOS の製造に含まれる不純物、および PFOS の代替品 水、汚れ、油などに耐性のある保護コーティングや接着剤に含まれる界面活性剤

制限物質区分（レイヤー）	管理No		IEC62474 DSL-ID	物質群（日本語）		azbil グループの規制値	主な参照法令	用途例
Layer 1	I66		00147	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン（デクロランプラス™）		意図的含有禁止	POPs 条約　附属書 A による制限	電線・ケーブル被覆材などに用いる難燃剤
Layer 1	I67		00130	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)		意図的含有禁止	POPs 条約　附属書 A による制限	紫外線安定剤
Layer 1	RoHS 制限 10 物質	I13	00044	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）		意図的含有禁止 均質材料中 1,000 ppm 以下	化審法、EU POPs 規則、EU RoHS 指令	難燃剤
Layer 1		I14	00045	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）		意図的含有禁止 均質材料中 1,000 ppm 以下	化審法、EU POPs 規則、EU RoHS 指令	難燃剤
Layer 1		I15	00010 00011	カドミウム およびその化合物	携帯型電池または蓄電池	重量比 20ppm 以下	EU 電池指令	顔料、防食表面処理、光学ガラス、熱安定剤、メッキ、蛍光材料、電極、低融点はんだ、電気接点、亜鉛メッキ、光電用途、蛍光体コーティング、ベアリング合金、リレー接点
					上記以外	均質材料中 100ppm 以下 <適用除外>表 4.3	EU RoHS 指令、EU REACH 規則制限	
Layer 1		I18	00029 00030 00132	水銀およびその化合物	電池	重量比 5ppm 以下	EU 電池指令	蛍光灯、接点材料、顔料、防食、スイッチ、抗菌処理
					上記以外	均質材料中 1000ppm 以下 <適用除外>表 4.3	EU RoHS 指令、EU REACH 規則制限、水銀汚染防止法	
Layer 2 (RoHS10)		I16	00021 00022 00023 00024 00025	鉛およびその化合物		均質材料中 1000ppm 以下 <適用除外>表 4.3	EU RoHS 指令	ゴム硬化剤、顔料、塗料、潤滑剤、プラスチック安定剤、電池用材料、快削合金、快削鋼、光学材料、CRT ガラスの X 線遮蔽、電気はんだ材料、機械はんだ材料、硬化剤、加硫剤 、強誘電体、樹脂安定剤、メッキ、金属合金、樹脂添加剤、ケーブル/コード、亜鉛炭素電池、アルカリボタン電池
Layer 2 (RoHS10)		I17	00012	六価クロム化合物		均質材料中 1000ppm 以下 <適用除外>表 4.3	EU RoHS 指令	顔料、塗料、インク、触媒、メッキ、防食表面処理、染料、塗料乾燥機、表面処理

制限物質区分（レイヤー）	管理No		IEC62474 DSL-ID	物質群（日本語）		azbil グループの規制値	主な参照法令	用途例
Layer 2 (RoHS10)	RoHS 制限 10 物質	I56	00038	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)（DEHP）		均質材料中に 1,000ppm 以下	EU RoHS 指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
Layer 2 (RoHS10)		I57	00039	フタル酸ジブチル（DBP）		均質材料中に 1,000ppm 以下	EU RoHS 指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
Layer 2 (RoHS10)		I58	00040	フタル酸ブチルベンジル（BBP）		均質材料中に 1,000ppm 以下	EU RoHS 指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
Layer 2 (RoHS10)		I59	00041	フタル酸ジイソブチル（DIBP）		均質材料中に 1,000ppm 以下	EU RoHS 指令	可塑剤、染料、顔料、塗料、インク、接着剤、潤滑剤
Layer 3	I50		00014	ジブチルスズ化合物 （DBT）	一般大衆向け製品	均質材料中にスズ換算で 0.1wt%（1000ppm）以下	EU REACH 規則制限	PVC 用安定剤、シリコーン樹脂・ウレタン樹脂用硬化触媒
Layer 3	I51		00015	ジオクチルスズ化合物 （DOT）	一般大衆向け製品、かつ次のいずれかに該当する場合、 (a) 皮膚と接触することを意図する織物および皮革製品、 (b) 育児用品、 (c) 2 コンポーネント室温加硫モールディングキット（RTV-2 シーラントモールディングキット）	均質材料中にスズ換算で 0.1wt%（1000ppm）以下	EU REACH 規則制限	PVC 用安定剤、シリコーン樹脂・ウレタン樹脂用硬化触媒
Layer 3	I54		00108 00109 00110 00111 00112 00113 00114 00115	多環芳香族炭化水素（PAHs）	ヒトの皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間で繰り返し接触するゴムまたはプラスチック構成部品	PAHs のいずれかが 1ppm を超えて含有禁止	EU REACH 規則制限	カーボンブラックの不純物、プラスチックの着色剤やゴムの軟化剤

4.2 制限予告物質

表 4.2 制限予告物質 リスト（物質群）

制限物質区分（レイヤー）	管理No	IEC62474 DSL-ID	物質群（日本語）	azbil グループの規制値	主な参照法令	用途例
Layer 1	I68		中鎖塩素化パラフィン(MCCP) （炭素数14～17 のものであって、塩素化率 45 重量%以上であるもの）	意図的含有禁止	POPs 条約 附属書 A 追加による制限予定	金属加工油剤・難燃性樹脂原料
Layer 1	I69		長鎖 (C9-C21) ペルフルオロカルボン酸(C9-21 PFCAs)とその塩及び関連物質	意図的含有禁止	POPs 条約 附属書 A 追加による制限予定	フッ素ポリマー加工助剤、熱媒体、界面活性剤

azbil グループの事業部門にて、制限予告物質に対する適合を求める場合があります。

4.3 情報提供物質

情報提供物質は、EU REACH 規則 33 条により情報提供が必要な高懸念物質（SVHC）及び IEC62474 DB にて報告対象物質リストに収載されている報告対象物質/物質群とします。

情報提供物質は、含有を制限するものではありませんが、その物質の含有率が IEC62474 にて定めた報告しきい値を超えるもの及び報告しきい値未満であっても意図的添加や副生成物として含有しているものについては報告対象となります。

表 4.3　情報提供物質

調査対象	物質リスト
高懸念物質リスト（SVHC）	ECHA WEB サイトを参照 https://echa.europa.eu/candidate-list-table
IEC62474 DB 報告対象物質リスト(DSL)	IEC62474 DB を参照 http://std.iec.ch/iec62474

4.4 RoHS 適用除外項目

ここで示す適用除外項目は、EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX III に基づくもので、規制内容は EU の RoHS 指令関連規程の改正内容が優先します。

表 4.4 RoHS 適用除外項目一覧表

Substance name	No.	IEC62474 Exemptions ID	適用除外用途説明	製品カテゴリ
Mercury	1(f)-I	00115-A-00	主に紫外線スペクトルの光を放射するように設計された電球形およびコンパクト形(小型)蛍光ランプであって水銀含有量が 1 バーナー当たり 5mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	2(b)(4)-I	00118-A-00	その他の一般照明用途及び特殊用途（例　電磁誘導灯）/その他の蛍光灯ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	2(b)(4)-II	00119-A-00	その他の蛍光灯（主に紫外スペクトル光を放射するランプ）であってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	2(b)(4)-III	00120-A-00	その他の蛍光灯（非常用ランプ）であってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	4(c)-I	00024-A-03	P（ランプ電力） ≦155W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 20mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	4(c)-II	00025-A-03	155W <P（ランプ電力）≦ 405W/その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 25mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	4(c)-III	00026-A-03	P（ランプ電力） > 405W /その他の一般照明用の高圧ナトリウム(蒸気)ランプであって水銀含有量が 25mg を超えない	カテゴリ 5
Mercury	4(e)	00028-A-01	金属ハロゲン化物ランプ(MH)に含まれる水銀	カテゴリ 5
Mercury	4(f)-I	00110-A-00	本付属書に特に定められていないその他の放電ランプに含まれる水銀	カテゴリ 5
Mercury	4(f)-II	00111-A-00	2000 ルーメン ANSI 以上の出力が必要な プロジェクタに使用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀	カテゴリ 5
Mercury	4(f)-III	00112-A-00	園芸照明のために使われる高圧ナトリウム蒸気ランプ中水銀	カテゴリ 5
Mercury	4(f)-IV	00113-A-00	UV スペクトラム で発光するランプ中の水銀	カテゴリ 5
Mercury	4(a)-I	00114-A-03	ランプの分光出力の主要範囲が紫外線であることが要求される用途のための低圧非蛍光体コーティング放電ランプであってランプ当たりの水銀含有量が 15mg を超えない	カテゴリ 5
Lead	5(b)	00032-A-00	ガラス蛍光管であって鉛含有量が 0.2wt%を超えないもの	カテゴリ 1-7,10
Lead	6(a)	00033-B-00	機械加工のために合金成分として鋼材中及び亜鉛メッキ鋼板中に含まれる 0.35 wt%までの鉛	カテゴリ 8-11（ただし 10 以外）
Lead	6(a)-I	00034-A-00	機械加工用の鋼材に合金成分として含まれる 0.35wt%までの鉛、ホットディップ溶融亜鉛めっき鋼中に重量比 0.2%まで含まれる鉛	カテゴリ 1-7,10
Lead	6(b)	00036-B-00	合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.4 wt%までの鉛	カテゴリ 8-11（ただし 10 以外）
Lead	6(b)-I	00037-A-00	鉛含有アルミニウムスクラップのリサイクルに由来するアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	カテゴリ 1-7,10
Lead	6(b)-II	00038-A-00	機械加工用途のアルミニウムに合金元素として含まれる 0.4 重量%までの鉛	カテゴリ 1-7,10
Lead	6(c)	00040-B-00	鉛含有量が 4wt%以下の銅合金	カテゴリ 1-11
Lead	7(a)	00042-B-00	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が重量で 85%以上の鉛ベースの合金）	カテゴリ 1-11
Lead	7(c)-I	00045-B-00	コンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例　圧電素子），もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	カテゴリ 1-11
Lead	7(c)-II	00047-B-00	定格電圧が AC125V または DC250V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	カテゴリ 1-11
Cadmium	8(b)	00051-B-00	電気接点中のカドミウムとその化合物	カテゴリ 8-11（ただし 10 以外）
Cadmium	8(b)-I	00098-A-00	以下電気接点中のカドミウムおよびその化合物 ・サーキットブレーカ ・温度制御センサー ・密閉型を除くサーマルモータープロテクター ・交流 250V 以上で定格電流 6A 以上、または交流 125V 以上で定格電流 12A 以上の交流スイッチ ・定格電力が直流 18V 以上で定格電流 20A 以上の直流スイッチ ・200Hz 以上の電源を用いて使用されるスイッチ	カテゴリ 1-7,10

Substance name	No.	IEC62474 Exemptions ID	適用除外用途説明	製品カテゴリ
Hexavalent Chromium	9(a)-II	00108-A-00	下記の吸収型冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの冷却溶液中の防食剤として使用される、重量比 0.75wt%までの六価クロム： - 定常運転条件下で、平均 75W 以上の入力電力を使用し、常にまたは部分的に電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの - 常に非電気ヒータと共に稼働するよう設計されたもの	カテゴリ 1-7,10
Hexavalent Chromium	9(a)-III	00122-A-00	空間および給湯用のガス吸収ヒートポンプの炭素鋼密閉回路の作動流体の防食剤として使用される最大 0.7wt%の六価クロム	カテゴリ 1
Lead	13(a)	00059-B-00	光学用途に用いられる白色ガラス中の鉛	カテゴリ 1-11
Cadmium, Lead	13(b)	00064-B-00	フィルターガラスおよび反射率標準用ガラス中のカドミウムおよび鉛	カテゴリ 8-11（ただし 10 以外）
Lead	13(b)-(I)	00066-A-00	イオン着色光学フィルターガラス類中の鉛。	カテゴリ 1-7,10
Cadmium	13(b)-(II)	00067-A-00	ストライキング光学フィルターガラス類中のカドミウム。ただし、本附属書の表示記号 39 に該当する用途は除く。	カテゴリ 1-7,10
Cadmium, Lead	13(b)-(III)	00068-A-00	反射率標準用に用いられる釉薬中のカドミウムと鉛	カテゴリ 1-7,10
Lead	15	00070-B-00	集積回路パッケージ（フリップチップ）の内部半導体ダイおよびキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛	カテゴリ 8-11（ただし 10 以外）
Lead	15(a)	00099-A-00	下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛: ・90 ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ ・いかなる半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが 300mm2 以上 ・300mm2 以上のダイ、または 300mm2 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ	カテゴリ 1-7,10
Lead	18(b)	00074-B-00	BSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む日焼け用ランプとして使用される放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛(重量比 1%以下)	カテゴリ 1-11
Lead	18(b)-I	00100-A-00	医療用光療法機器に使用される場合の BSP (BaSi2O5:Pb) 等の蛍光体を含む放電ランプの蛍光粉体の活性剤としての鉛（重量比 1%以下）	カテゴリ 5,8
Lead	24	00079-B-00	機械加工通し穴付き円盤状および平面アレーセラミック多層コンデンサへのはんだ付け用はんだに含まれる鉛	カテゴリ 1-11
Lead	29	00084-B-00	理事会指令 69/493/EEC の付属書 I（カテゴリ 1、2、3 および 4）で定義されているクリスタルガラスに含まれる鉛	カテゴリ 1-11（ただし 8, 9 は除く）
Lead	32	00087-B-00	アルゴン・クリプトンレーザ管のウインドウ組立部品を形成するために用いられるシールフリット中の酸化鉛	カテゴリ 1-10
Lead	34	00089-B-00	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計構成部品中の鉛	カテゴリ 1-11
Cadmium	39(b)	00121-A-00	ディスプレイや投影用途の LED 半導体チップ上に直接堆積されたダウンシフト半導体ナノ結晶量子ドット中のカドミウム（LED チップ表面 1 mm2 あたり 5 μg 未満の Cd）、デバイスあたりの最大量は 1 mg	カテゴリ 1-11
Lead	42	00104-A-00	公道向けプロフェッショナル用機器に適用される、ディーゼルまたは気体燃料駆動内燃エンジンのベアリングおよびブッシュ（内筒）中の鉛 - エンジン総排気量が 15 リッター以上のもの；または - エンジン総排気量が 15 リッター未満であって、かつそのエンジンが、スタート信号が出てから全負荷状態まで 10 秒未満であることが要求される用途に合わせて設計されている；または、定期メンテナンスが、典型的には、例えば鉱山、建設現場及び農業用途のような、過酷で汚い野外環境下で行われるもの。	カテゴリ 11
Lead	44	00106-A-00	運転中は定位置に設置して使用する、業務用に設計され、また非業務用にも使用される燃焼エンジン（欧州議会および理事会規則(EU) 2016/1628 の範囲内）のセンサー、アクチュエータおよびエンジン制御システムのはんだ中の鉛	カテゴリ 11
Lead, Hexavalent chromium	45	00109-A-00	民間工事(専門家)用爆発物における電気電子式起爆剤用途のアジ化鉛(Ⅱ)、スチフニン酸鉛、ピクリン酸鉛、オレンジ鉛（四三酸化鉛）、二酸化鉛、および民間工事(専門家)用の爆発物における電気式起爆剤中の長時間火工剤延時薬 (pyrotechnic delay charges) 用途のクロム酸バリウム	カテゴリ 11

5　購入品の含有化学物質調査

5.1　含有化学物質調査について

アズビル製品を構成する製品、部品、材料、包装材などの購入品に対して含有化学物質調査を行い、azbil グループの規制値に適合しているのか確認を行います。このため、当社が指定する調査票にて調査を依頼いたします。

取引先様は、調査依頼を受けて当社購入品の製品環境影響物質情報を調査し、回答をお願いします。

当社は、回答結果を基に、azbil グループの規制値に適合している物品を購入します。

5.2　調査票

回答いただく調査票には次のものがあります。

① 製品含有化学物質調査データ「chemSHERPA-AI ファイル」、「chemSHERPA-CI ファイル」

「chemSHERPA-AI ファイル」の記入は以下の通りです。

・遵法判断情報：必須

・成分情報：必須

「chemSHERPA-CI ファイル」の記入は以下の通りです。

・成分情報：必須

上記以外は、「chemSHERPA 製品含有化学物質情報利用ルール」に則ります。

詳細は下記 URL を参照してください。

https://chemsherpa.net/

② 不使用証明書「azbil グループ製品含有化学物質不使用証明書（包装資材共通）」

③ その他

azbil グループの顧客要求、および官公庁からの調査依頼による様式にて調査を行う場合がありますのでご了承ください。

5.3　調査票の有効期間

調査票の有効期間は、当社へ送付以後その購入品が生産中止または使用中止になるまでとします。ただし、新たな制限物質が追加された場合、情報提供物質が追加された場合には更新された調査票にて再調査をいたします。

5.4　変更

購入品に設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を購入品の担当窓口が指定する様式にて事前にご提供ください。含有化学物質調査結果に変化が生じる可能性がある場合は、調査票にて再調査を依頼いたします。

6　例示物質

「制限物質」の具体例については、最新版の chemSHERPA 管理対象物質リストをご参照ください。このリストでは、表 4.1 の IEC62474 DSL-ID をキーに、物質群（Substance Group）や個別物質（Specific Substance）を検索できます。

管理対象物質リストは、以下のファイルに掲載されています。

ファイル名：chemSHERPA_Managed_substance_list_Ver*.**.**_JP.xlsx

シート名：IC02_IEC62474

このファイルは、chemSHERPA データ作成支援ツールのウェブサイトからダウンロードできます。

ダウンロード先：https://chemsherpa.net/tool

[変更来歴]

Ver	改訂内容	改訂日
Ver2	含有管理＜レベル４＞　を　含有削減物質＜レベル３＞　に変更した。 ２．化学物質管理の考えかた、に１１）共通電気部品を定義した。 I40　Bis(chloromethyl) oxide の oxide をより適切な ether とした。 表２－２　に特定アミンを生成する顔料の例を挙げた。 ４．調査内容　を共通電気部品の調査も追加し書き換えた。	2006/11/10
Ver3	I41　２－ナフチルアミンは、別表１　「発生してはならない特定アミン一覧」に含まれるので削除した。それに伴う修正をした。	2006/11/21
Ver4	「共通電気部品」を「電子デバイス」に変更し、その定義も改訂した。 I37　ベンジジン、I38　4-アミノジフェニルは、I10 の「発生してはならない特定アミン一覧」に含まれるので削除した。 I31, I34, I35　モノメチルジブロモジフェニルメタン(DBBT)、モノメチルテトラクロロジフェニルメタン、モノメチルジクロロジフェニルメタンは、I1　PCB 類に含まれるが、分離して明記していることを表２－１０に追記した。 モノメチルテロラクロロジフェニルメタンをモノメチルテトラクロロジフェニルメタンに訂正した。 別表５　化学物質管理リストに PCB 類の例示物質を追加した。 表２－１１に黄燐についての規制対象の説明を追加した。	2006/12/12
Ver5	I11 オゾン層破壊物質(HCFC を除く)と I12 オゾン層破壊物質（ＨＣＦＣ）を統合してひとつにした。 I40　ベンゼンおよびその塩を削除。 Ver4 で変更した管理 No. を元に戻した（初期の番号に揃える)。 I1、I4 の規制値を見直した。 製造工程で使用を禁止する化学物質に P51 ベンゼンを追加した。	2007/1/16 改０
Ver6	I44　ペルフルオロオクタンスルホン酸類(PFOS)を追加 I45　2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ジ-tert- ブチルフェノールを追加 表７　含有制限物質使用用途リストに I44, I45 の用途例 別表５　化学物質管理リストに I44 の例示物質を追加 ３．４　包装材 の規制値を見直す ３．５　山武グループ RoHS 適用除外項目 の注２のデカ BDE の注記を改訂	2008/7/18 改１
Ver7	山武グループを azbil グループに変更 １．適用範囲の１）に環境影響化学物質基準（製品含有）取引先様配布用資料の位置付け、４）特記事項を追加 ２．化学物質管理の考えかた　を制限物質に、＜レベル２＞を期限内代替物質に、＜レベル３＞を自主削除物質に名称変更、６）情報提供物質＜レベル４＞を追加、７）意図的含有禁止に RoHS 指令の適用除外記述など、１３）グリーン調達調査共通化協議会（ＪＧＰＳＳＩ）に管理番号を記述、１５）EU REACH 規則、１６）SVHC（高懸念物質）を追加 ３．規制化学物質について ３．１　制限物質 I 4、I7～I9 の閾値を見直す。I 15 の対象に携帯型電池を追加。I 18 の製品中のバッテリーを携帯型電池に変更。I44 の物質名称などを見直す。 I46 に化審法第１種特定化学物質を追加。 I8 を「トリブチルスズ類（TBT 類)、トリフェニルスズ類（TPT 類)」から「三置換有機スズ化合物」に拡張し、関連する所の改訂をした。 表２－８　PVC の制限を包装資材用途に見直す。 表２－１２　PFOS の名称や制限を見直す。 表２－１３　オゾン層破壊物質の説明を追加。 情報提供物質＜レベル４＞　を追加。＜レベル３＞を削除。	2010 年 4 月 改２

azbilグループ環境影響化学物質基準（製品含有）取引先様配布用資料<Ver.14.1>

Ver	改訂内容	改訂日
Ver7	３．４　包装資材の規制物質にポリ塩化ビニール（PVC)、塩化コバルト、フマル酸ジメチル(DMF)を追加 表６　azbil グループ　RoHS 適用除外項目一覧表に規制内容は EU の RoHS 指令関連規程の改正内容が優先することを追記。 ３．６　規制物質の使用用途例に I46 追加 ４．調査内容　記述内容の見直しを行う。 ５．付属資料 別表２　HCFC、別表３　HBFCについては別表５に統合し、削除。 表6.1　化学物質例示リストの例示物質を見直す。 別表６　化学物質例示リスト＜レベル４＞　臭素系難燃剤(PBB類、PBDE 類又はHBCDDを除く)を追加。 別表７　化学物質例示リスト＜レベル４＞　放射性物質を追加。	2010 年 4 月 改２
Ver8	１．制限物質を JIG-101 Ed4.0 の範囲内とした 制限物質 I5,I6,I21～I43,I46 の削除 禁止内容・規制値の見直しを行い JIG と整合 ２．法規制物質改正の反映 制限物質 I47～I51 追加 ３．RoHS 適用除外変更の反映 表６azbil グループ RoHS 適用除外項目一覧表の更新 ４．REACH 規則 SVHC 最新（46 物質）の反映 表４報提供物質＜レベル４＞から SVHC リストを分離し別表８を新規追加 ５．化学物質例示リストの見直し 別表６化学物質例示リスト見直し ６．誤記訂正、表現修正	2011 年 7 月 改３
Ver8.1	１．　社名変更　アズビル株式会社 ２．　REACH 規則 SVHC 最新（73 物質）の反映	2012 年 4 月 改 4
Ver9	２．の用語の説明を修正、に I52～I55 を追加、＜レベル２＞を復活し I56～I59 フタル酸エステル４物質を追加、表６RoHS 適用除外項目を更新、別表５、別表９の例示物質追加、別表４フタル酸エステル及び別表８SVHC リストを削除	2015 年 12 月 改５
Ver10	参照する化学物質リストを JIG-101（廃止済み）から、国際標準 IEC62474 へ変更したことに伴う修正。 対象外とした物質（群）を削除（I10、I19、I20、I48、I49、I55)。 EU RoHS 指令　附属書Ⅲの適用除外項目の改訂。	2019 年 5 月 改６
Ver11	１．文書番号を変更し文書構成を変更 禁止物質から制限物質に用語を変更 制限物質について表 1,2,5,7 から表 4.1 に統合 例示物質について別表 5,6,7,9 から表 6.1 に統合 RoHS 適用除外項目一覧表の番号を表 6 から表 4.3 に変更 情報提供物質一覧表の番号を表 4 から表 4.2 に変更 ２．制限物質 I60,I61 追加 ３．制限物質区分（レイヤー）の追加、用語の説明を見直し＜レベル１＞＜レベル２＞＜レベル３＞＜レベル４＞の表記を削除した 上記により表 10,表 11 を削除 ４．製造工程で使用を禁止する化学物質については、「azbil グループグリーン調達基準書」にて定めた環境に対する保全活動に含まれるため表 3,表 8 を削除した ５．購入品の含有化学物質調査について、chemSHERPA による調査を定義し表 9 を削除	2020 年 10 月 PQ000001 改 0
Ver12	１．制限物質 I62,I63 追加 ２．表 4.1，表 4.3，表 6.1 更新	2022 年 11 月 PQ000001 改 1
Ver13	１．制限物質 I64,I65 追加、制限予告物質 I66,I67 追加 ２．表 4.1 更新，表 4.2 挿入（4.3 以降の表は番号繰り下げ），表 6.1 更新	2023 年 10 月 PQ000001 改 2
Ver14	１．制限物質 I66,I67 追加 ２．表 4.1，表 4.2，表 4.4，表 6.1，表 6.2 更新	2024 年 3 月 PQ000001 改 3
Ver14.1	１．制限予告物質 I68,I69 追加 ２．例示物質リストを廃止し、chemSHERPA 管理対象物質リストを参照とした ３．表 4.2，表 4.4 更新	2025 年 9 月 PQ000001 改 4

azbilグループ

発行元：

アズビル株式会社
製品環境規制専門部会